地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

（拠点等機能事業所）

登録の手引き

釧路市障がい福祉課
令和７年１２月

目　　次

１．釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業について

（1）整備の目的 …… 1

(2)「居住支援機能」と５つの「地域支援機能」 …… 1

２．地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について

（1）拠点等機能事業所とは …… 3

（2）登録の手順 …… 3

①　事前協議 …… 3

②　届出 …… 6

③　運営規程の記載例 …… 7

【届出様式】

様式第１号　釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録届出書 …… 8

様式第２号　釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録決定通知書 …… １０

様式第３号　釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録却下通知書 …… １１

様式第４号　釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録変更届出書 …… １２

様式第５号　釧路市地域生活支援拠点等機能事業所に係る廃止・休止・再開届出書 …… １３

【参考資料】

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱 …… １４

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等に関する要綱 …… １７

１．釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業について

（１）整備の目的

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みの整備を図ることを目的としています。

（２）「居住支援機能」と５つの「地域支援機能」

北海道では、地域生活支援拠点等は「居住支援機能」と５つの「地域支援機能」を整備することとされています。

釧路市は、既存の地域資源を有機的につなぎ合わせて整備（面的整備）を行います。

●居住支援機能

内容
共同生活援助の空き室情報等及び一般住宅への入居支援に係る地域資源を活用した住まいの場の提供。

●５つの地域支援機能

機能	内容
① 相談支援機能	釧路市障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援及び一般相談支援を行う事業所が連携し、安全・安心な地域生活の構築及び緊急時の受け入れ・対応方法の検討を行う機能。
② 体験の機会・場の提供	地域移行の推進や親元からの自立にあたって、障害福祉サービス（共同生活援助等）の体験利用の機会・場を提供する機能。
③ 緊急時の受け入れ・対応	事前登録による緊急時対応等や、短期入所等を活用しての常時の受け入れ態勢の確保を行う機能。 ※ 事前登録による緊急時対応については、「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録の手引き」を参照のこと。

機能	内容
④　専門性の確保	医療的ケアや行動障がいなどの専門的な対応ができる人材を養成・確保する機能。
⑤　地域の体制づくり （コーディネーター機能）	地域に暮らす障がい者の様々なニーズに対応するサービス提供体制の確保や、地域資源の連携体制の構築等を行う機能。

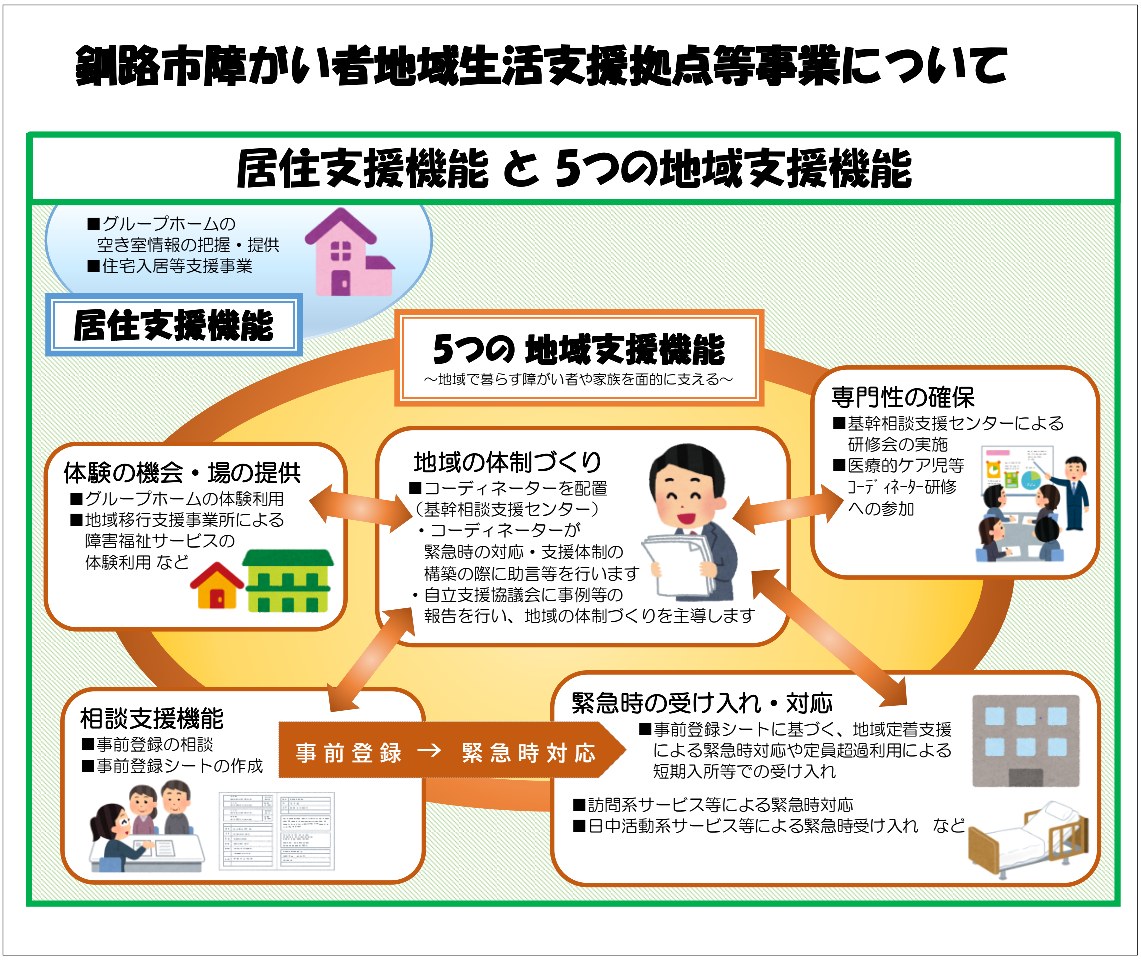

２．地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について

（１）拠点等機能事業所とは

地域生活支援拠点等における居住支援機能や５つの地域支援機能（相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり）を担う事業所として釧路市が位置付けた事業所を、**拠点等機能事業所**といいます。

釧路市では、令和３年度から「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業協力事業所」として登録いただいた短期入所事業所を拠点等機能事業所に位置付けていましたが、令和６年度の報酬改定により、地域生活支援拠点等の機能の充実を図る加算の新設等があり、釧路市障がい者自立支援協議会での報告等を踏まえて、加算の活用による拠点等機能事業所の拡充を図ることとし、令和７年１月からは**「緊急時の受け入れ・対応」**の機能を担う事業所を拠点等機能事業所に位置付けました。

さらに、令和７年度の釧路市障がい者自立支援協議会等での報告等を踏まえ、令和７年１２月からは「体験の機会・場の提供」の機能を担う事業所も拠点等機能事業所に位置付けることとしました。

（２）登録の手順

①　事前協議

拠点等機能事業所への位置付け（登録）を希望する事業所は、市と以下の事項について協議・確認し、当該加算を活用した整備の方向性を共有します。

●協議・確認事項

項目	内容
(1) 拠点等機能事業所の責務	拠点等機能事業所は、実施する地域生活支援拠点等における機能を十分に理解し、適切な支援に努めるとともに、次に掲げる責務を果たす必要があります。 ①　釧路市、障がい者基幹相談支援センター、コーディネーター（障がい者基幹相談支援センターに配置）、障害福祉サービス事業所等、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めること。

項目	内容
	② 障がい者や家族、関係機関から相談があった場合は、可能な限り協力すること。 ③ 釧路市より、障がい者自立支援協議会への参画や地域生活支援拠点等の整備に係る調査の回答等を求められた場合、これに協力すること。 ④ 釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応の取り組みに協力すること。 ⑤ 障がい者及び家族等の権利の擁護に努めること。 ⑥ 拠点等機能事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報及び職務上知り得た秘密については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。
(2) 対象事業所（算定できる加算）の確認	【**緊急時の受け入れ・対応**の機能を担う対象事業所】 ① 地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者（以下、「連携担当者」という。）を配置する居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・同行援護事業所・行動援護事業所 ◎算定できる加算等：緊急時対応加算 （地域生活支援拠点等の場合） ② 連携担当者を配置する自立生活援助事業所 ◎算定できる加算等：緊急時支援加算（Ⅰ） （地域生活支援拠点等の場合） ③ 連携担当者を配置する地域定着支援事業所 ◎算定できる加算等：緊急時支援費（Ⅰ） （地域生活支援拠点等の場合） ④ 短期入所事業所 ◎算定できる加算等：地域生活支援拠点等である場合の加算 （連携担当者の配置等の一定条件を満たす場合にはさらに加算） ※ 短期入所事業所については、「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等に関する要綱」第8条に規定する協力事業所の登録を兼ねるものとします。

項目	内容
	⑤ 連携担当者を配置する生活介護事業所・自立訓練事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援Ａ型事業所・就労継続支援Ｂ型事業所 ◎算定できる加算等：緊急時受入加算 【**体験の機会・場の提供**の機能を担う対象事業所】 ① 共同生活援助事業所 ◎算定できる加算等：なし ② 連携担当者を配置する地域移行支援事業所 ◎算定できる加算等：・障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（Ⅱ）（地域生活支援拠点等の場合） ・体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）（地域生活支援拠点等の場合） ③ 連携担当者を配置する施設入所支援事業所 ◎算定できる加算等：地域移行促進加算（Ⅰ）（Ⅱ） ④ 連携担当者を配置する指定障害者支援施設の生活介護事業所 ◎算定できる加算等：障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（地域生活支援拠点等の場合）
(3) 実際に支援を行う場合の連携方法等	加算を活用した支援を実施する場合の事業所の支援体制や関係機関等との連携方法を提示する必要があります。
(4) 整備状況の公表に係る周知方法等	拠点等機能事業所であることの周知方法（事業所内掲示やホームページ掲載など）を提示する必要があります。
(5) その他、登録に必要な事項	その他、拠点等機能事業所の登録に関し、必要な事項について協議・確認を行う必要があります。

『釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等に関する要綱』第８条に規定する協力事業所（短期入所事業所）とは

- 地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録者が、緊急事態の際に、満床の場合でも定員を超過して利用できるよう可能な限り協力する短期入所の事業所のことです。
- 協力事業所の一覧は、釧路市ホームページに掲載しています。

② 届出

（１）登録申請

- 事業所は、「釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録届出書（様式第１号）」及び地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定した運営規程を市へ提出してください。なお、登録申請時の運営規程は、振興局に変更手続きを行う前の**変更案**を提出していただきますが、振興局の変更手続き完了後には、再度、変更後の運営規程を市に提出していただきます。
- 市は、届出書の受理後、内容を審査し、拠点等機能事業所の登録を決定した場合は、「釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録決定通知書（様式第２号）」を事業所に通知します。なお、登録を却下した場合は、「釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録却下通知書（様式第３号）」を事業所に通知します。
- 市は、拠点等機能事業所の名称、所在地、連絡先及び実施する地域生活支援拠点等の機能の内容等を釧路市ホームページにおいて公表します。

（２）登録内容の変更

- 事業所は、登録内容に変更が生じた場合は、**変更の日から１０日以内**に「釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録変更届出書（様式第４号）」を市へ提出してください。

（３）登録の廃止・休止・再開

- 事業所は、登録を廃止又は休止しようとするときは**その１か月前まで**に「釧路市地域生活支援拠点等機能事業所に係る廃止・休止・再開届出書（様式第５号）」を市へ提出してください。
- 事業所は、登録を再開したときは**再開した日から１０日以内**に「釧路市地域生活支援拠点等機能事業所に係る廃止・休止・再開届出書（様式第５号）」を市へ提出してください。

（４）振興局への届出

- 市より登録決定の通知を受けた後、振興局に対し、「変更届出書」「運営規程」「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。
- 加算を取得しようとする**前月の１５日まで**に提出する必要があります。

③ 運営規程の記載例

登録申請時に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定した運営規程を提出する必要がありますので、下記の記載例を参考に運営規程を変更してください。

●運営規程の記載例

記載例	留意事項
（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所） 第　条　事業所は、釧路市から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に規定する地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付けられており、次の機能を担う。 (1) 居住支援機能 共同生活援助の空き情報等及び一般住宅への入居支援に係る地域資源を活用した住まいの場の提供。 (2) 相談支援機能 釧路市障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援及び一般相談支援を行う事業所が連携し、安全・安心な地域生活の構築及び緊急時の受け入れ・対応方法の検討を行う機能。 (3) 体験の機会・場の提供 地域移行の推進や親元からの自立にあたって、障害福祉サービス（共同生活援助等）の体験利用の機会・場を提供する機能。 (4) 緊急時の受け入れ・対応 事前登録による緊急時対応等や、短期入所等を活用しての常時の受け入れ態勢の確保を行う機能。 (5) 専門性の確保 医療的ケアや行動障がいなどの専門的な対応ができる人材を養成・確保する機能。 (6) 地域の体制づくり 地域に暮らす障がい者の様々なニーズに対応するサービス提供体制の確保や、地域資源の連携体制の構築等を行う機能。	(1)から(6)のうち少なくとも１つの機能を運営規程に位置付けること。

【届出様式】

様式第１号

釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録届出書

年　　月　　日

釧路市長あて

届出者　所在地

名称

代表者職・氏名

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。なお、同要綱第７条に規定する責務を果たすことを誓います。

<table>
<tr><td>事業所の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業所の所在地</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td>事業所の電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業所番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>サービス種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>地域生活支援拠点等としての
位置付け</td><td>市と地域生活支援拠点等の機能を担うことについて協議した日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>市町村及び地域生活支援拠点等との
連携及び調整に従事する者の氏名
※複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域生活支援拠点等の機能
※該当する番号に○をつけること。</td><td>１　居住支援機能</td><td>４　緊急時の受け入れ・対応</td></tr>
<tr><td>２　相談支援機能</td><td>５　専門性の確保</td></tr>
<tr><td>３　体験の機会・場の提供</td><td>６　地域の体制づくり</td></tr>
</table>

裏面に続きます

	加算の名称	対象のサービス
当該届出により算定する加算等 ※該当する番号に〇をつけること。	1　緊急時対応加算 （地域生活支援拠点等の場合）	・居宅介護　・重度訪問介護 ・同行援護　・行動援護
	2　緊急時支援加算（Ⅰ） （地域生活支援拠点等の場合）	・自立生活援助
	3　緊急時支援費（Ⅰ） （地域生活支援拠点等の場合）	・地域定着支援
	4　地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算	・短期入所（※１）
	5　緊急時受入加算	・生活介護・自立訓練・就労移行支援 ・就労継続支援Ａ型、Ｂ型
	6　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（Ⅱ） 体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ） （地域生活支援拠点等の場合）	・地域移行支援
	7　地域移行促進加算（Ⅰ）（Ⅱ）	・施設入所支援
	8　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） （地域生活支援拠点等の場合）	・指定障害支援施設の生活介護
	9　加算なし	・共同生活援助

※１　短期入所事業所については、「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等に関する要綱」第８条に規定する協力事業所の登録も兼ねる。

添付書類：運営規程
運営規程は、当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されたもので、振興局等に変更手続きを行う前の案を提出すること。登録決定後は、振興局等に運営規程の変更手続きを行い、完了後は速やかに変更後の運営規程を提出すること。

様式第２号

年　　月　　日

様

釧路市長

釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録決定通知書

　　年　　月　　日付けで届出のありました事業所の登録について、次の通り決定いたしましたので、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条の規定により、通知いたします。

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所連絡先	
地域生活支援拠点等として担う機能（算定できる加算）	
届出年月日	年　　月　　日
開始年月日	年　　月　　日

様式第３号

年　　月　　日

様

釧路市長

釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録却下通知書

　　年　　月　　日付けで届出のありました事業所の登録について、次の通り却下といたしましたので、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条の規定により、通知いたします。

却下の理由	

様式第４号

釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録変更届出書

年　　月　　日

釧路市長あて

届出者　所在地

名称

代表者職・氏名

登録した内容を変更しましたので、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

変更があった事項		変更の内容	
		（変更前）	（変更後）
1	事業所の名称		
2	事業所の所在地	〒	〒
3	事業所の電話番号		
4	事業所番号		
5	市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名		
変更年月日		年　　月　　日	

備考
１．該当項目番号に〇を付してください。
２．変更の日から１０日以内に届け出てください。

様式第５号

釧路市地域生活支援拠点等機能事業所に係る
廃止・休止・再開届出書

年　　月　　日

釧路市長あて

届出者　所在地

名称

代表者職・氏名

廃止（休止・再開）しましたので、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

届出区分	１廃止　　２休止　　３再開
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
廃止・休止・再開した年月日	年　　月　　日
廃止・休止した理由	
休止予定期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

備考
１．届出区分の該当項目に〇を付してください
２．廃止・休止の日の１ヶ月前までに届け出てください。
３．再開の日から１０日以内に届け出てください。

【参考資料】

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みの整備を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく法令に定めるところによるものとする。

（実施主体）

第３条　この事業の実施主体は、釧路市とする。ただし、実施にあたっては、事業の全部または一部を、釧路市障がい者基幹相談支援センターに委託して実施できるものとする。

（対象者）

第４条　この事業の対象者は、釧路市内に居住する障がい者とする。

（事業内容）

第５条　釧路市障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）等を活用し、地域の事業者等が次に掲げる地域生活支援拠点等における機能を分担して地域に暮らす障がい者に面的な支援を行うこととし、地域の状況等を踏まえ、必要に応じ機能の充実を行うものとする。

(1) 居住支援機能

共同生活援助の空き室情報等及び一般住宅への入居支援に係る地域資源を活用した住まいの場の提供

(2) 地域支援機能

ア　相談支援機能

釧路市障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援及び一般相談支援を行う事業所が連携し、安全・安心な地域生活の構築及び緊急時の受け入れ・対応方法の検討を行う機能

イ　体験の機会・場の提供

地域移行の推進や親元からの自立にあたって、障害福祉サービス（共同生活援助等）の体験利用の機会・場を提供する機能

ウ　緊急時の受け入れ・対応（事前登録による緊急時対応等）

事前登録による緊急時対応等や、短期入所等を活用しての常時の受け入れ態勢の確保を行う機能

エ　専門性の確保

医療的ケアや行動障がいなどの専門的な対応ができる人材を養成・確保する機能

オ　地域の体制づくり（コーディネーター機能）

地域に暮らす障がい者の様々なニーズに対応するサービス提供体制の確保や、地域資源の連携体制の構築等を行う機能

（拠点等機能事業所の登録）

第６条　前条に規定する地域生活支援拠点等における機能を担う事業所（以下、「拠点等機能事業所」という。）の登録を受けようとする事業者等（以下、「届出者」という。）は、釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録届出書（様式第１号）に、地域生活支援拠点等における機能を担う事業所であることを規定した運営規程の写しを添付して市長に届出しなければならない。

２　市長は、前項の届出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、登録することと決定したときは、釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録決定通知書（様式第２号）により届出者に通知し、登録しないことと決定したときは、釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録却下通知書（様式第３号）を届出者に通知するものとする。

３　市長は、拠点等機能事業所について、当該事業所の名称、所在地、連絡先及び実施する地域生活支援拠点等における機能の内容等を公表するものとする。

４　拠点等機能事業所は、当該登録の内容に変更が生じたときは、変更の日から１０日以内に、釧路市地域生活支援拠点等機能事業所登録変更届出書（様式第４号）により、市長に届出しなければならない。

５　拠点等機能事業所は、当該登録を廃止又は休止しようとするときは、その１か月前までに、再開したときは再開した日から１０日以内に、釧路市地域生活支援拠点等機能事業所に係る廃止・休止・再開届出書（様式第５号）により、市長に届出しなければならない。

（拠点等機能事業所の責務）

第７条　拠点等機能事業所は、実施する地域生活支援拠点等における機能を十分に理解し、適切な支援に努めるとともに、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

(1) 釧路市、障がい者基幹相談支援センター、コーディネーター、障害福祉サービス事業所等、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

(2) 障がい者や家族、関係機関から相談があった場合は、可能な限り協力しなければならない。

(3) 釧路市より協議会への参画や地域生活支援拠点等の整備に係る調査の回答等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(4) 釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等の取り組みに協力しなければならない。

(5) 障がい者及び介護者等の権利の擁護に努めなければならない。

(6) 拠点等機能事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報及び職務上知り得た秘密については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（事前登録による緊急時対応等）

第８条　事前登録による緊急時対応等については、「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等に関する要綱」に定めるものとする。

（事業の推進）

第９条　事業の推進に当たっては、協議会において協議を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条　この事業の関係者又は関係者であった者は、業務上知り得た個人情報及び職務上知り得た秘密については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守

し、適正に取り扱わなければならない。
２　個人情報の取り扱いについては、プライバシー保護の観点から特に慎重に扱うものとする。

（補則）
第11条　この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は釧路市長が別に定める。

附則
（施行期日）
１．この要綱は、令和３年１月２５日より施行する。
附則
（施行期日）
１．この要綱は、令和７年１月６日より施行する。

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録による緊急時対応等（以下、「事前登録対応等」）について、必要な事項を定めるものとする。

（事前登録の対象）
第２条　事前登録の対象者は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 釧路市内の居宅において、単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある重度の障がい者
(2) 釧路市内の居宅において、家族と同居していても当該家族の障がい・疾病等のため緊急時の支援が見込めない状況にある重度の障がい者
(3) 前号に準ずる者で釧路市長が必要と認めたもの。
２　事前登録する緊急時及び受け入れ・対応については、以下のとおりとする。
(1) 緊急時　次に掲げる理由により地域での生活が一時的に困難となり支援を必要とする時
　①障がい者本人の障がい特性
　②障がい者本人の高齢化・重度化
　③介護者の病気・死亡等
(2) 緊急時の対応方法　障害福祉サービスにおける地域定着支援を活用
(3) 緊急時の対応範囲　地域定着支援で対応可能な範囲
(4) 緊急時の受け入れ方法　短期入所などの障害福祉サービスやその他の地域資源

（登録相談及び事前登録対応等の検討）
第３条　事前登録対応等を希望する障がい者（以下、「登録希望者」という。）は、特定相談支援事業所またはコーディネーターに登録相談をするものとする。
２　特定相談支援事業所及びコーディネーターは、登録希望者から生活状況や障がい状況の聞き取りを行い、事前登録の対象であるか確認する。対象でない場合については、登録希望者の同意を得たうえで釧路市障がい者基幹相談支援センターへ情報を提供するものとする。
３　特定相談支援事業所及びコーディネーターは、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録シート（以下、「事前登録シート」という。）を用い、登録希望者とともに次の各号について検討する。
(1) 安全・安心な地域生活の構築
(2) 事前登録対応等の内容
　①具体的な緊急時の事例、頻度等
　②対応（障がい者等と緊急時の連絡を行う）方法
　③受け入れ（障がい者の緊急時の支援を行う）方法
４　特定相談支援事業所は検討した事前登録対応等の内容について調整を行う。
５　コーディネーターは事前登録対応等の検討・調整が完了した場合は、登録希望者に対し事前登録の申請及び障害福祉サービスの申請を促すものとする。
６　事前登録対応等の内容について調整ができなかった場合については、登録希望者の同意を得たうえで釧路市障がい者基幹相談支援センターへ情報を提供するものとする。

（事前登録シートの作成）
第４条　特定相談支援事業所は、検討・調整が完了した事前登録対応等及びその他の事項を記載した釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録シート（以下、「事前登録シート」という。）を作成し、登録希望者、コーディネーター、地域定着支援及び受け入れ先に確認を得た上で市長に提出する。また、事前登録シートの内容に変更があったときには事前登録シートを再作成し、市長に提出しなければならない。

（事前登録）
第５条　コーディネーターから事前登録申請を促された登録希望者は、釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録申請書（以下、「事前登録申請書」という。）を市長に提出する。
２　市長は、事前登録申請書と特定相談支援事業所より提出された事前登録シートの内容を確認し、期間を定めた上で登録し、登録内容を事前登録者、コーディネーター、特定相談支援事業所、地域定着支援及び受け入れ先に通知するものとする。また、事前登録の内容が変更になった場合も同様とする。
３　登録を廃止しようとするときは、事前登録者は速やかに市長に廃止の届出をしなければならない。
４　市長は、廃止の届出及び事前登録シートの再提出がなされたときは、コーディネーター、特定相談支援事業所、地域定着支援及び受け入れ先にその旨を通知するものとする。

（事前登録対応等及び報告）
第６条　事前登録者は事前登録シートで想定された緊急時の際は、地域定着支援に連絡を行い、地域定着支援及び受け入れ先は事前登録対応及び受け入れを行う。
２　受け入れ先は事前登録受け入れ後の翌平日以降に、特定相談支援事業所に報告を行うものとする。

（ケア会議開催）
第７条　特定相談支援事業所は、事前登録シートの変更の必要性等についてコーディネーターと協議し、再作成が必要となった場合は、事前登録対応後おおむね７日以内に支援関係者を招集し、事前登録対応等の再検討を行う。

（協力事業所登録）
第８条　緊急時の支援を定員超過利用で行う短期入所事業所については、あらかじめ協力事業所登録を行わなければならない。
２　協力事業所は、緊急時の支援の調整の際に、短期入所利用の協力依頼があった場合は、体験的な短期入所利用など必要な調整をした上で可能な限り協力するものとする。

（緊急時の短期入所の定員超過利用）
第９条　協力事業所は、必要時に短期入所の定員超過利用を行うことで常時の支援体制の確保につとめる。
２　短期入所事業所における緊急時の対応等を定員超過利用で行う場合の日数は、原則７日以内とし、特段の理由のある場合は１４日以内とする。

（補則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は釧路市長が別に定める。

附則
（施行期日）
１．この要綱は、令和３年１月２５日より施行する。